

町営建設工事に係る競争入札公開事務取扱要領

平成23年4月1日企財第12号

(趣旨)

第1 この要領は、町営建設工事の条件付一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に係る入札等の執行の公開(以下「公開」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開の対象)

第2 公開の対象は、原則として予定価格が250万円以上の町営建設工事に係る競争入札とする。

(公開の方法)

第3 公開の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 入札又は開札の執行日時等の周知方法等

ア 周知方法

入札(開札)執行予定について(様式第1号)を作成し、山田町役場本庁舎1階の掲示板に掲示するものとする。

イ 周知を行う時期

(ア) 条件付一般競争入札 入札公告をした日

(イ) 指名競争入札 被指名者に入札の通知をした日

(2) 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、入札又は開札を執行する会場(以下「会場」という。)の規模に応じて決定することとし、最低3名以上とするものとする。

(3) 傍聴の受付方法等

ア 傍聴は、入札又は開札当日に会場に設置した受付で、入札(開札)傍聴希望者受付簿(様式第2号)により先着順で受け付けること。

イ アにより傍聴の希望を受け付けたときは、傍聴者に対し、傍聴証(様式第3号)を交付したうえで、当該傍聴者を会場に入室させること。

ウ 傍聴の手続方法等は、会場入口に町営建設工事入札(開札)執行傍聴について(様式第4号)を掲示し、事前に周知すること。

(傍聴できない者)

第4 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 銃器その他の危険物を所持している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) ビラ、プラカード、旗、はち巻、ゼッケン等を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、マイク、録音機、写真機、撮影機等を携帯している者

(5) 前各号に掲げる者のほか、傍聴させることが適当でないと認められる者

(撮影及び録音等)

第 5 傍聴者は、町長が特に認めたときは、会場において写真等の撮影、録音等を行うことができる。

(補則)

第 6 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第3関係)

入札(開札)執行予定について

年 月 日

年 月 日に執行予定の入札(開札)は、下記のとおりです。

記

- 1 執行予定日 年 月 日()
- 2 執行場所
- 3 工事名等

工事名	執行予定時刻

- 4 傍聴者定員 先着 名まで
- 5 その他

- (1) 受付場所
- (2) 受付方法

受付は、先着順で受付簿に住所、氏名等を記入する方法により行います。

【問い合わせ先：山田町役場 課 電話 0193-82-3111 内線 】

様式第2号(第3関係)

入札(開札)傍聴希望者受付簿

連絡先：山田町役場 課
入札(開札)日： 年 月 日()
入札(開札)場所：

工事名 _____

受付番号	住所	商号・氏名	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

本日の傍聴定員は、 名です。

様式第3号（第3関係）

（傍聴証の例）

（表）

傍聴証
山田町役場
1

（裏）

<ol style="list-style-type: none">1 本傍聴証は、胸部等入札（開札）執行者が見やすい部位に携行してください。2 傍聴者は、入札（開札）を傍聴するに当たっては、入札（開札）執行者の指示に従ってください。3 傍聴者が入札（開札）を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
--

（注）1 透明な名札ケース等に入れて交付すること。

2 傍聴証の番号は、様式第2号の受付番号と一致すること。

町営建設工事入札（開札）執行傍聴について

岩手県山田町

1 傍聴する場合の手続

- (1) 入札（開札）の傍聴を希望する場合は、入札（開札）の執行予定時刻までに入札（開札）傍聴希望者受付簿に氏名、住所等を記入し、傍聴証の交付を受けたうえで入札（開札）執行者の指示に従って入札（開札）会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 入札（開札）会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、入札（開札）を傍聴するに当たっては、入札（開札）執行者の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、入札（開札）を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただきます。

3 入札（開札）を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 入札（開札）執行中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、入札（開札）執行に対して可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、入札（開札）を妨害しないこと。
- (3) 入札（開札）会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 入札（開札）会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、入札（開札）執行者の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (5) その他入札（開札）会場の秩序を乱し、入札（開札）の支障となる行為をしないこと。